

～町の特産である「水かけ菜」を守り、後世へ継承するために～

漬物製造等事業継続支援助成金



食品衛生法の改正に伴い、令和6年6月1日から「水かけ菜漬」を含む漬物等を製造し販売する場合は、漬物製造業の営業許可が必要になります。

町は、町民の皆さんに愛され、小山町を代表する特産品であり、早春の訪れを告げ、貴重な食文化である「水かけ菜漬」を守り、後世に受け継ぐため、漬物製造業の営業許可を取得する生産者に対し、許可に必要な整備に係る経費の一部を最大で100万円助成する制度を創設します。

対 象 者：・町内において漬物製造業の営業許可を取得し、農産物加工品の製造及び販売を行う者で、かつ町税の滞納がない者
・本町に在住し、小山町産等の農産物を原材料とするもの
・上記に規定する者が所属する団体

助成金申請期間：令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）

助成金限度額：1事業申請者あたり最大100万円

対 象 経 費：営業許可の基準を満たすために実施する施設の新設若しくは改修又は設備の導入事業に要する経費（個人での資器材購入費も対象）
※当該事業に関連しない工事や設備投資、既存施設の撤去費等は除く

助 成 率：上記の対象経費に $\frac{3}{4}$ を乗じた額

そ の 他 条 件 等：助成事業後3年間にわたり、漬物等の農産物加工品の製造額又は販売額等を維持し、町に報告する必要があります。

※上記以外にも条件等がありますので、下記の申請先・問い合わせ先にご相談ください。

申請先・問い合わせ

小山町役場農業振興課 電話：76-6121

※裏面を必ずご確認ください。

○助成金申請の主な流れ

※町への助成金申請の前に、必ず申請者本人が御殿場保健所に営業許可の取得に必要な施設や設備等について、配置図を作成し確認(相談)してください。

(①、③、⑤について申請者の対応が必要になります。)

① 助成金申請【様式第1号、2号及び必要資料】 事業者→町へ提出

※**令和6年5月31日(金)まで**に申請してください。

② 交付決定【様式第3号】 町→事業者へ通知

(事業着手・・・各種資器材の購入、工事等開始)

(事業完了・・・工事終了)

(事業完了後・・・各種代金等の支払い)

←**交付決定後、
事業者が実施**

注意事項：・申請後、必ず町の交付決定を受けてから、事業着手(資器材の購入、工事等開始)してください。

・漬物製造業の営業許可申請時に配置図等に記載された設備等が対象となります。

・漬物製造業の営業許可取得に直接関係の無い資器材の購入及び工事等は助成対象になりません。

※「漬物製造業」の営業許可申請には手数料(14,000円 県証紙)が必要になります。

※食品衛生法に基づく「食品衛生責任者」を設置しなければなりません。「食品衛生責任者」の資格を得るには、県食品衛生協会が主催する講習会(受講時間 6時間)を受講する必要があります(調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格があるものは除く)。受講には 事前の申込が必要です。(受講料11,000円)

③ 完了報告【様式第7号、8号、9号及び必要書類】 事業者→町へ提出

※**令和6年8月30日(金)まで**に提出(事業完了に基づく現地確認実施)

④ 助成金確定【様式第12号】 町→事業者へ通知

⑤ 助成金請求【様式第4号】 事業者→町へ提出

⑥ 助成金交付 町→事業者へ支払

⑤の助成金請求から概ね1か月後を目安に助成金を交付します。

※助成を受けた後、翌年から3年間は売上等を報告する義務があります。